イ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 （一）七二デシベル ウ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 （一）六九デシベル エ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 （一）六六デシベル	(4)㈢(3)㈡
［略］	［略］
［略］	［略］
［四～十　略］	［略］
十一　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）未満の場合に判定を行う。
十二　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。 ア　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。） イ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合　（一）七二デシベル ウ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合　（一）六九デシベル エ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合　（一）六六デシベル

［三　略］

四　一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交

	(3)㈡(2)㈡
	［同上］
	［同上］
［四～十　同上］	［同上］
十一　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）未満の場合に判定を行う。

［三　同上］

四　［同上］

1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交